

別表

1 区分	2 補助基準単価	3 単位	4 補助率	5 対象経費
既存の高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業				先進的事業整備計画に基づく事業の施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであつて、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であつて、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。
スプリンクラー設備（広域型施設等）				ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
1,000m ² 未満の場合（ <u>介護医療院は3,000m²未満</u> ）	9,710円	対象施設ごと 1m ² あたり	10/10	
1,000m ² 未満の場合であつて、消防ポンプユニット等を設置する場合（ <u>介護医療院は3,000m²未満</u> ）	9,710円／m ² と2,440千円の合計額	対象施設ごと	10/10	
300m ² 未満の場合であつて、自動火災報知設備を整備する場合	1,080千円	施設数	10/10	
500m ² 未満の場合であつて、消防機関へ通報する火災報知設備を整備する場合	325千円		10/10	
(広域型施設等)				
ア 軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B型）				
イ 有料老人ホーム				
ウ 宿泊を伴う高齢者施設等のうち、県知事が特に必要と認めた施設				
エ 介護医療院（※1）				
※1 令和6年度までの経過措置とする。なお、自動火災報知設備の整備及び、消防機関へ通報する火災報知設備の整備は補助対象外。				
高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業				
(広域型施設等) ・特別養護老人ホーム ・軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B型） ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム		知事が認めた額	施設数	3/4
高齢者施設等の水害対策強化事業				
(広域型施設等) ・特別養護老人ホーム ・軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B型） ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム		知事が認めた額	施設数	3/4
高齢者施設等の給水設備整備事業				
(広域型施設等) ・特別養護老人ホーム ・軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B型） ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム		知事が認めた額	施設数	3/4
高齢者施設等の防犯対策及び安全対策強化事業				
(広域型施設等) ・特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設（利用定員に関わらない） ・上記以外の老人短期入所施設 ・軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B型） ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム ・有料老人ホーム ・通所介護事業所 ・老人福祉センター（A型・特A型・B型） ・老人福祉施設付設作業所 ・老人介護支援センター（在宅介護支援センター） ・在宅複合型施設		知事が認めた額	施設数	3/4

※ 広域型施設等とは、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、養護老人ホーム、有料老人ホーム、老人短期入所施設（特別養護老人ホームに併設される場合を除く。）について定員30名以上、通所介護事業所については定員19名以上の施設のことという。